

(目的)

第 1 条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 59 条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、法並びに国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号。以下「共管省令」という。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 法第 59 条の規定による支援法人の指定の申請は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（要綱様式第 1 号）（以下「申請書」という。）により行うものとする。

- 2 申請書及び次項に掲げる添付書類の提出部数は、正本 1 部、副本 1 部とする。
- 3 申請書には、法第 60 条第 2 項に定める書類及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 指定申請書類一覧表（別紙 1）
 - 二 沖縄県居住支援協議会との連携体制が整っていることを証する書類（沖縄県あんしん賃貸支援団体登録通知書、同協議会との協議録等）
 - 三 申請年度の前年度における損益計算書
 - 四 申請年度の過去 2 年分の事業報告書
 - 五 誓約書（要綱様式第 2 号）
 - 六 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
 - 七 その他居住支援法人の業務に関し参考となる書類
- 4 知事は、申請書の提出があったときは、法第 59 条各号に規定する指定基準のほか、関係法令などに留意し、審査を行う。
- 5 前項の審査の結果、基準に適合していると認められるときは、知事は住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（要綱様式第 3 号）を申請者に通知するものとする。
- 6 知事は、第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第 59 条各号に掲げる基準その他関係法令に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定拒否通知書（要綱様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の認可)

第 3 条 支援法人は、法第 61 条第 1 項の規定により支援法人の業務について変更をしようとする

るときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定内容変更申請書（要綱様式第5号）（以下「変更申請書」という。）を知事に提出し、認可を受けなければならない。

- 2 前項の変更申請書及び次項に掲げる添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。
- 3 変更申請書には、共管省令第43条第2項に定める書類及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更申請書類一覧表（別紙2）
 - 二 変更前の認定通知書の写し
 - 三 申請年度の前年度における損益計算書
 - 四 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
 - 五 変更申請に係る業務に関し参考となる書類
- 4 知事は、共管省令第43条第3項の基準に適合していると認められるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人変更認可通知書（要綱様式第6号）を申請者に通知するものとする。
- 5 知事は、第1項の規定による変更申請書の提出があった場合において、申請者が共管省令第43条第3項の基準に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定拒否通知書（要綱様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

- 第4条 支援法人は、法第61条第2項の規定により支援法人の指定内容について変更の届出をしようとするときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定内容変更届出書（要綱様式第7号）に当該変更に係る書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 前項の届出の提出部数は、正本1部、副本1部とする。
 - 3 法第62条第一号又は、第五号に掲げる業務を取りやめる場合は、当該業務に関する契約等の承継について記載した報告書を第1項の届出に添付しなければならない。

（債務保証業務の委託）

- 第5条 支援法人は、法第63条に基づき、法第62条第1項第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を委託しようとするときは、債務保証業務委託認可申請書（要綱様式第8号）を知事に提出し、認可を受けなければならない。
- 2 知事は、前項による認可を行う場合は、債務保証業務委託認可書（要綱様式第9号）を申請者に通知するものとする。
 - 3 知事は、第1項による認可を行わない場合は、債務保証業務委託不認可通知書（要綱様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

（債務保証業務規程及び残置物処理業務規程の認可）

- 第6条 支援法人は、法第64条各号に掲げる業務に関する規定の認可申請は業務規程認可申請書（要綱様式第11号）に当該各号に定める規定を添付し行うものとする。

- 2 前項で認可を受けた債務保証業務に関する規定（以下「債務保証業務規程」という。）又は法第 62 条第五号に掲げる業務に関する規定（以下「残置物処理等業務規定」という。）を変更しようとするときは、業務規程変更認可申請書（要綱様式第 12 号）に変更に係る債務保証業務規程又は残置物処理等業務規定を添付し、知事の認可を受けなければならない。
- 3 前二項の申請書の提出部数は、正本 1 部、副本 1 部とする。
- 4 知事は、第 1 項による認可を行う場合は、業務規程認可通知書（要綱様式第 13 号）、第 2 項による認可を行う場合は、業務規程変更認可通知書（要綱様式第 14 号）により、申請者へ通知するものとする。
- 5 知事は、第 1 項及び第 2 項による認可を行わない場合は、業務規程不認可通知書（要綱様式第 15 号）により、申請者に通知するものとする。

（事業計画等）

- 第 7 条 支援法人は法第 65 条第 1 項の規定による支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）の認可の申請は、事業計画等認可申請書（要綱様式第 16 号）に事業計画等を添付し行うものとする。
- 2 前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、事業計画等変更認可申請書（要綱様式第 17 号）に変更に係る事業計画等を添付し、知事の認可を受けなければならない。
 - 3 前二項の申請書の提出部数は、正本 1 部、副本 1 部とする。
 - 4 知事は、第 1 項による認可を行う場合は、事業計画等認可通知書（要綱様式第 18 号）、第 2 項による認可を行う場合は、事業計画等変更認可通知書（要綱様式第 19 号）により、申請者へ通知するものとする。
 - 5 知事は、第 1 項及び第 2 項による認可を行わない場合は、事業計画等不認可通知書（要綱様式第 20 号）により、申請者に通知するものとする。
 - 6 支援法人は、法第 65 条第 2 項に基づき支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出する場合は、事業報告書等届出書（要綱様式第 21 号）により行うものとする。

（廃止の届出書）

- 第 8 条 支援法人は、法第 62 条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を廃止したときは、支援業務廃止届出書（要綱様式第 22 号）を知事に届け出るものとする。
- 2 法第 62 条第一号又は、第五号に掲げる業務を廃止する場合は、当該業務に関する契約等の承継について記載した報告書を前項の廃止届に添付しなければならない。

（指定の取り消し）

- 第 9 条 知事は、法第 70 条に基づき支援法人の指定を取り消したときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（要綱様式第 23 号）により当該法人に通知するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。